

地域福祉の充実をめざして、支える心のネットワーク!



赤い羽根共同募金

2020

8

August



# 福祉ちば

編集・発行  社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

No.186

今月の表紙 ボランティアの方々による鋸南町の瓦礫処理の様子

特集

令和元年度千葉県地域福祉フォーラムシンポジウム

## 「地域で身近な人を守るために」 ～風水害を経験して～

ボランティアセンターからのお知らせ

新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティア活動

生活福祉資金の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金等の特例貸付実施中

運営適正化委員会の業務内容報告

相談受付状況とその対応について

県社協ニュース

交通遺児援護基金への寄附ほか

福祉人材関連情報

千葉県外国人介護人材支援センターの取り組み

千葉県社会福祉協議会・千葉県地域福祉フォーラム  
エールちば

# 地域で身近な人を守るために ～風水害を経験して～



昨年、千葉県は令和元年房総半島台風（15号）などによる甚大な被害を受けましたが、広域での災害においては公助だけでなく、自助・互助・共助が重要な役割を果たします。今回のシンポジウムでは、風水害を経験して実感したことや今後の課題を発表しあい、災害に強い地域づくりとは何かを考えることを目的に、2月16日（日）、千葉市生涯学習センターで開催されました。当日は地域福祉フォーラムの関係者、市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会などの地域福祉関係者、約300名が参加。まず、小林雅彦氏の基調講演を行い、5名のシンポジストがそれぞれの取り組みや今後の課題について発表しました。当日の様子を要約してお伝えします。

基調講演



## 「災害に備えるために」

国際医療福祉大学 教授  
小林雅彦氏  
(千葉県地域福祉フォーラム座長)

はじめに、災害に備えるときの心構えについて「経験に学ぶことは重要。ただし経験だけにとらわれないことも大切」という話がありました。続いて、災害や防災の定義の説明がなされ、異常な自然現象が起こっても、防災力（災害に対する力の総量）が勝っていれば、災害は発生しない、あるいは少ない被害で抑えられるという説明がありました。次に防災を考える際の枠組みの設定について、異常な自然現象が発生する季節や曜日、時間帯によって対応の仕方が異なることや、防災力は「ハードとソフト」で構成されるが、ハードを整備しても、人間の知識や技術が伴わなければ意味をなさない。また、防災の基本は自助であり、それぞれが自分でできる準備を整えておけば、災害時、本当に支援が必要な人の救助を迅速に行うことができるという話もありました。



最後のテーマは避難行動要支援者の支援についてです。災害時、日本語が理解できない外国人には情報入手の支援、足腰の悪い高齢者には移動の支援など、避難行動のさまざまな場面で、さまざまな支援を必要としている人がいます。このような要支援者について、近隣住民があらかじめ知っておくことが大切だとのことでした。

シンポジスト



### ①地区社会福祉協議会の取り組み

**地区社会福祉協議会としての災害時の動き** 八街市六区地区社会福祉協議会 会長 鯨井源一氏  
六区は台風15号により大規模停電などの被害を受けました。個人や団体が独自に災害対応を行っていましたが、災害10日目に「拡大防災会議」を開催して、地区社協役員、町内会長、自治会長、自主防災隊長、民生委員などが出席し、情報共有を行いました。活動を通して「できたこと」は地区社協と自主防災組織が発電機を使って井戸水を住民に供給したことや、民生委員による高齢者の安否確認、各団体によるおにぎりの炊き出しなどです。「できなかったこと」は高齢者の情報が町内会、自治会に届かなかったことや、隣近所の助け合いなど。今後は各町内会、自治会ごとに自主防災組織を設立し、高齢者の情報を隣近所で管理するしくみを作り上げ、隣近所の連携を強化したいと鯨井会長は述べました。



### ②災害市町村社会福祉協議会の地域での取り組み

**災害ボランティアセンターと地域** 社会福祉法人多古町社会福祉協議会 係長 佐藤純一氏  
多古町社会福祉協議会は9月17日より34日間、災害ボランティアセンターを開設しました。活動件数は屋根のブルーシート張りなど270件。ボランティアの登録人数は770人で、そのうち町外の方が7割以上を占めました。地域との連携に関して、うまくいった点は商工会青年部と消防団の協力が得られ、ビニールハウスの解体などを行ったこと。また、地元



### ③民生委員児童委員の取り組み

## 災害時の助け合いと見守り

銕南町は台風15号により電柱の倒壊、屋根の破損、停電や電話回線の不通などの被害を受けました。渡邊副会長は災害発生当初から担当地区の安否確認を行い、災害対策本部に報告する役割を担いました。一方で住民に必要な情報を収集して発信するとともに、高齢者宅を訪問して困りごとを聞いて回りました。住民が困ったことは長引く停電です。ガソリン



### ④障害児(者)の団体の代表から

## 災害時要援護者が感じたこと

千葉県重症心身障害児(者)を守る会 会長 田中鈴子氏  
生活用具として支給してほしいという声があがっています。避難入院できる病院をあらかじめ確認しておくことや、ハザードマップの確認などが求められるほか、要援護者登録や実態調査などに進んで協力する姿勢が大切です。一方で公助に求められることは、「福祉避難所の整備」や「災害時における個別支援計画の作成」だと田中会長は指摘します。



### ⑤福祉施設の取り組み

## 災害時の活動と実際

市原市高齢者福祉施設協議会 会長 小出浩丸氏  
台風15号の後、市内の高齢者福祉施設の多くが停電と断水に見舞われ、一部の施設を除いて福祉避難所としての機能を果たせなくなりました。災害の翌々日から市内施設の状況把握に動き出しました。その段階では市も正確な情報を把握できていませんでしたが、市を仲介役にして電源車等の手配を始めることができました。市にはスピード感のある情報集約・

# 新型コロナウイルス 感染が懸念される状況における 災害ボランティア活動

昨年の令和元年房総半島台風（15号）をはじめ大規模災害が発生した際、市町村社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援を展開していますが、本年も出水時期を迎え、台風などによる災害の発生が懸念される時期となりました。災害発生時の備えを進めているところですが、今回は新型コロナウイルスの感染防止、人と人との接触を極力避けることが、災害ボランティア活動においても求められます。こうしたことをふまえ、全国社会福祉協議会や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）では、災害ボランティア活動の指針を示しています。

- 災害ボランティアセンターの運営では、
  - ▶ボランティアの募集範囲を顔の見える範囲から市町村域を基本とすること
  - ▶ボランティアだけでなく、支援先の住民の健康状態についても確認すること等
- ボランティア活動においては、
  - ▶これまでの災害時にも対応をお願いすることがありましたが、マスクの着用・手指の消毒・検温や体調の報告などをこれまで以上にお願いすることとなります。詳細は各団体のウェブサイトにてご確認ください。
  - ▶これまでの支援の常識が当てはまらないことも多くありますが、これからもボランティアの

皆さんの安全・安心を確保しつつ、被災者の暮らしと尊厳を守るため、必要な支援に取り組んでまいります。「[全社協VCの考え方](http://www.saigaivc.com/)」の詳細は、下記ウェブサイトからご覧いただけます。  
【全社協 被災地支援・災害ボランティア情報】  
<https://www.saigaivc.com/>新型コロナウイルス感染症/  
「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」をとりまとめて公表しています。  
【特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク】  
「ガイドライン」<http://jvoad.jp/guideline/>

# 新型コロナウイルス感染症の影響による、生活福祉資金貸付制度における 緊急小口資金等の特例貸付 実施中

新型コロナウイルス感染症の発生にともない、国は、収入減や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯に対する支援策の一つとして、生活福祉資金貸付事業を活用した特例貸付を行うことを決定し、3月25日から全国一斉に受付を開始しました。今回、特例貸付として緊急小口資金と総合支援資金の2つの資金で貸付を行っています。借入申込みの受付期限は9月末日までとなっています。

## ○特例貸付の制度概要

(令和2年7月1日現在)

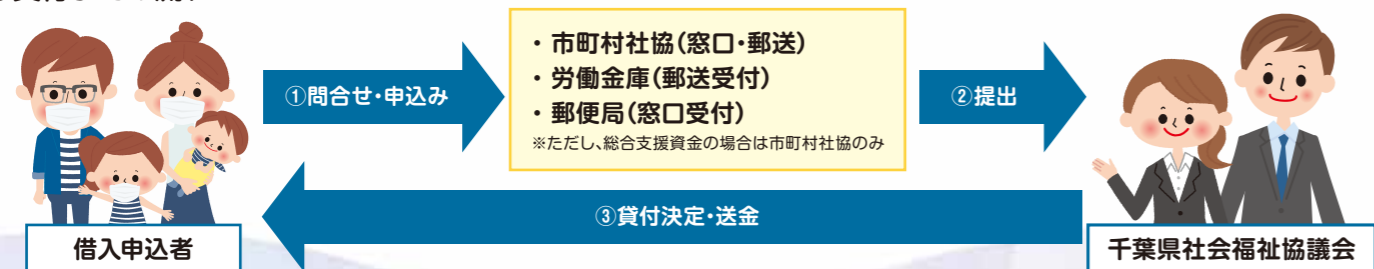
	緊急小口資金（特例貸付）	総合支援資金（特例貸付）
貸付対象	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	20万円以内	2人以上：月20万円以内 単身：月15万円以内
貸付期間	一括（1回）	原則3か月以内（分割交付）
据置期間	1年以内	1年以内
償還期限	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要
申請窓口	市町村社会福祉協議会、中央労働金庫、 受付業務代行実施郵便局	市町村社会福祉協議会のみ
貸付審査・決定・送金	千葉県社会福祉協議会（福祉資金部）	
その他	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。	
申請にあたっての留意点	○中央労働金庫（郵送申請）、郵便局（県内68郵便局のみ、窓口受付）は緊急小口資金のみの取次となります。 ○総合支援資金（特例貸付）の申請はお住まいの市町村社会福祉協議会のみとなります。このため、緊急小口資金に加えて総合支援資金の申請をお考えの方は市町村社会福祉協議会にご相談・申請してください。 ○未成年者の場合も市町村社会福祉協議会へ申請してください。	

## ○借入申込み状況

(令和2年6月30日現在・速報値)

(特例貸付のみ)	申請受理		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額
緊急小口資金	18,372 件	3,498,736,300 円	16,547 件	3,145,405,100 円
総合支援資金	6,815 件	3,589,054,900 円	4,480 件	2,351,749,900 円
計	25,187 件	7,087,791,200 円	21,026 件	5,497,155,000 円

## ○貸付までの流れ



【問い合わせ先】 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部 電話043-245-1551

# 苦情を宝に変える

「苦情への適切な対応は、提供する福祉サービスの検証・改善や  
利用者の満足感の向上、福祉サービスの質の向上に寄与します。」

## 運営適正化委員会

社会福祉法第82条において、社会福祉事業の経営者は常に利用者等からの苦情を適切に解決するよう努めなければならないと事業者段階における適切な苦情対応を規定しています。利用者・家族側と事業者間での問題解決が困難な場合や、事業者の回答・対応が不十分な場合等に、同法第83条に公正・中立な苦情解決第三者機関として運営適正化委員会が設置されています。

### ●千葉県運営適正化委員会に寄せられる苦情の傾向

委員会では、学識経験者、弁護士、医師等から構成される「苦情解決部会」を設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するための対応を協議・検討しています。

令和元年度（平成31年度）の総苦情受付は299件でした。サービス種類別では、高齢者77件（25.7%）、障害者145件（48.5%）、児童35件（11.8%）、その他42件（14.0%）と障害福祉サービスに対する苦情相談割合が全体の5割近くを占めています。

また、苦情内容区分は右記資料のとおり、①職員の接遇が最も多い状況となっています。

### 資料【年度別 苦情内容区分】

苦情内容区分	年度件数(%)	R1(H31)年度 件数(%)	H30年度 件数(%)	H29年度 件数(%)
①職員の接遇	138 (46.1%)	140 (60.1%)	98 (39.2%)	
②サービスの質や量	74 (24.7%)	32 (13.7%)	48 (19.2%)	
③説明・情報提供	25 (8.4%)	22 (9.4%)	16 (6.4%)	
④利用料	7 (2.3%)	16 (6.9%)	20 (8.0%)	
⑤被害・損害	12 (4.0%)	10 (4.3%)	12 (4.8%)	
⑥権利侵害	16 (5.5%)	3 (1.3%)	8 (3.2%)	
⑦その他(労働問題、 生活保護費等)	27 (9.0%)	10 (4.3%)	48 (19.2%)	
件数	299 (100%)	233 (100%)	250 (100%)	

### ●委員会への苦情相談内容と対応事例 ※利用者等のプライバシーに配慮するため、内容を一部加工・修正しています。

#### 【ケース①：職員の接遇について】

【主訴】  
「施設職員の言動がきつく、命令口調である」  
【利用者】 Aさん（精神障害）  
【申出人】 本人  
【事業種別】 共同生活援助（グループホーム）

#### 【対応結果】

グループホーム管理者へ事実確認・申し入れを行ったところ、当該職員の言動がきつと感じるところはあるとのこと。しかし、何事にも熱心な性格で決して責めたてているわけではないが、管理者より指導するとの回答を得た。申出人に申し入れ対応並びに回答内容を伝えたと納得され、対応を終了。

#### 【ケース②：サービスの質や量について】

【主訴】  
「通所先の食事が口に合わず、職員に申し出ても改善されない」  
【利用者】 Bさん（高齢者）  
【申出人】 本人  
【事業種別】 通所介護事業（デイサービス）

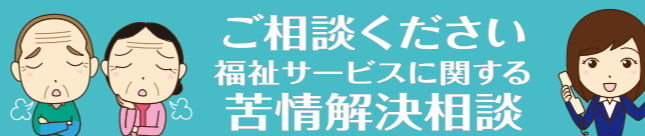
#### 【対応結果】

デイサービス管理者へ事実確認・申し入れを行ったところ、食事は同法人特養で調理したものを提供している。他利用者からの不満は出ていないが特養入所者向けのメニューなため、栄養士と相談のうえ嗜好調査を行い、食事提供について改善するとの回答を得た。申出人へ申し入れ対応並びに回答内容を伝えたと納得され、対応を終了。

### ●委員会が目指すもの

時代とともに福祉サービスの拡充・法の整備に伴い、利用者のニーズが多様・複雑化しており、苦情が発生しやすいものとなっています。「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」が一部改正され、社会福祉事業を経営する事業者が苦情解決に取り組むことは重要な責務であるとされました。苦情解決や苦情解決体制整備に取り組むことは利用者の福祉サービスに対する満足感や権利侵害の予防、一定のルールに沿った苦情対応による円滑な解決の促進等、利用者の権利擁護とサービスの質の向上が図られ、事業者の社会的信頼にもつながり、社会的意義を有しています。

千葉県運営適正化委員会では、事業者段階における苦情解決体制整備を促進し、福祉サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。



千葉県運営適正化委員会 電話043-246-0294  
メール support@chibakenshakyo.com FAX 043-246-0298  
【受付時間】 平日9時～12時、13時～17時（土日祝日・年末年始を除きます）  
※来所面談は予約制ですので事前にご連絡ください。メール、FAXも可。

令和元年度 赤い羽根共同募金

千葉県共同募金会からのお知らせ

みなさまの温かいご協力ありがとうございました

皆さまから多くのご寄付をお寄せいただきました

昨年度実施した「赤い羽根共同募金運動」並びに「歳末たすけあい運動」には、各行政区をはじめ県内の学校、各種団体、ボランティアグループ、企業等多くの皆さまにご協力いただき、誠にありがとうございました。

みなさまからお寄せいただいた募金は、千葉県共同募金会と各市町村社会福祉協議会によって、約7割(市町村歳末たすけあい募金は全額)が寄付をいただいた地域福祉の向上のために、約3割が千葉県域で支援を必要とする方のために使われます。



子ども食堂の活性化事業



土砂の撤去作業

災害支援にも「赤い羽根共同募金」が活用されました。

共同募金では募金の一部を「災害等準備金」として積み立て、大規模災害発生時には被災地域での支援活動に使われます。

昨年台風15号・19号、10月25日の大雨により県内では多くの地域が被災し、市町村社会福祉協議会を中心とした「災害ボランティアセンター」が各地で設置され、多くの災害ニーズを支援してきました。



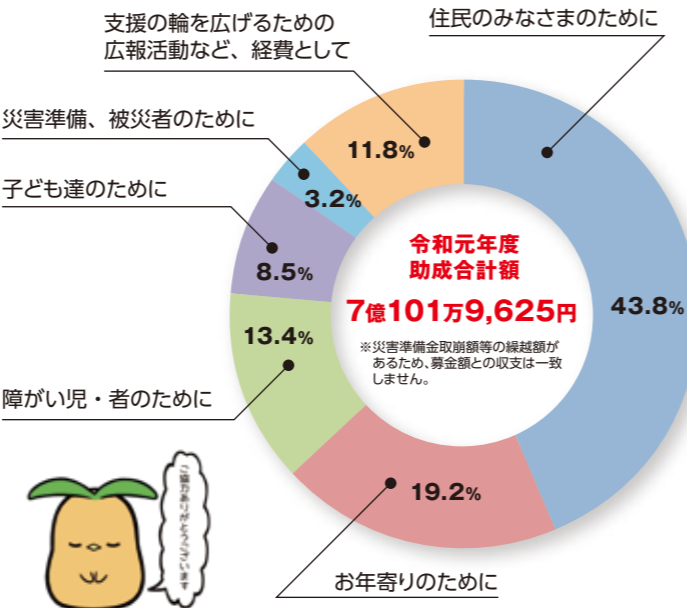
災害ボランティアセンター(千葉県社協)

災害支援金活用地域 25市町 3,659万円

令和元年度 千葉県の募金額

6億1,718万4,148円

赤い羽根共同募金..... 3億9,292万9,132円  
市町村歳末たすけあい募金... 2億490万8,281円  
NHK歳末たすけあい募金..... 1,934万6,735円



交通遺児援護基金へ 寄附をいただきました



千葉県交通安全協会 十河総務部長(左)、米山常務理事(右)

6月10日、公益財団法人千葉県交通安全協会より交通遺児援護基金に465,975円の寄附をいただきました。

千葉県交通安全協会並びに各地区交通安全協会(44地区)では、募金箱を設置し、募金活動を行っています。

千葉県社会福祉協議会交通遺児援護基金は、昭和52年に設立され、県民の皆様、企業・団体からの寄附金を基に、県内の交通遺児(または世帯)を援護激励しています。

今回の温かい善意の御寄附は、本基金の中で有効に活用させていただきます。

【お詫び】

福祉ちば185号のP9県社協ニュースにおいて、大本山成田山新勝寺 橋本照総貫首としてご紹介した方は貫首の代理として来会された教化部長の伊藤照節様でした。訂正してお詫び申し上げます。

本会副会長、常務理事を新たに選任

本会大野トシ子前副会長及び鈴木一郎前常務理事の退任にともない、令和2年4月1日付けで決議の省略の方法により開催した第1回理事会において、新たに千葉県民生委員児童委員協議会の榎本豊会長が副会長に選任され、また前千葉県健康福祉部参事の米山和喜が常務理事に選任されました。

本会会長、副会長、常務理事は次のとおりです。(敬称略)

役職	氏名	所属役職等
会長	石渡 哲彦	株式会社千葉銀行顧問
副会長	田邊 信行	千葉県社会福祉法人経営者協議会長
副会長	鬼島 義昭	茂原市社会福祉協議会長
副会長	榎本 豊	千葉県民生委員児童委員協議会長
常務理事	米山 和喜	前千葉県健康福祉部参事

任期：令和2会計年度の定時評議員会の終結の時(令和3年6月下旬)まで

全国健康福祉祭(ねりんピック)の開催が延期

本会が選手派遣等を行っているねりんピックは、令和2年度、岐阜県で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、開催年度を1年延期することが6月24日に厚生労働省から発表されました。なお、岐阜県以降の開催地についてもそれぞれ1年ずつ延期となります。

	開催年度	開催地
第33回大会	令和3年度	岐阜県
第34回大会	令和4年度	神奈川県
第35回大会	令和5年度	愛媛県
第36回大会	令和6年度	鳥取県

Withコロナでの 福祉支援のために!!

令和2年度 赤い羽根共同募金

令和2年10月1日～令和3年3月31日まで

共同募金運動は今年度も10月1日から来年3月31日まで全国的に展開されます。長年にわたり市民が主体となって発展してきた共同募金ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響下での、様々なニーズにも活用してまいります。

みなさまからお寄せいただいた募金は民間の福祉施設・福祉団体、NPOやボランティア団体への支援のほか、昨年台風15号・19号等の被災地支援にも役立させていただきます。これからも地域福祉の発展のため、共同募金へご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年度 千葉県の募金目標額 6億3,000万円

赤い羽根共同募金..... 3億9千万円  
市町村歳末たすけあい募金..... 2億1千万円  
NHK歳末たすけあい募金..... 3千万円

募金目標額は団体・施設からの要望を受けて作成しています。皆さまの温かいご協力、よろしくお願いたします。



Withコロナでも地域のつながりを 絶やさないための運動を実施します。

共同募金は、時代とともに変わる「みんなのため」の募金です

共同募金運動は、昭和22(1947)年に「国民たすけあい運動」として戦後復興を目的に始まりました。現在では、高齢者や障がい者に対する支援のほか、子ども食堂の運営や地域の交流など、時代の移り変わりに合わせたさまざまな地域の課題解決に取り組んでいる「じぶんの町を良くするしくみ」です。これからも共同募金へのご理解ご協力をお願いいたします。

社会福祉法人 千葉県共同募金会

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター 2F  
TEL:043-245-1721 FAX:043-242-3338  
https://www.akaihane-chiba.jp/



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

全国200万人 加入!!

保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類	プラン	
	基本プラン	天災・地震補償プラン
死亡保険金	1,040万円	
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
入院保険金日額	6,500円	
手術 保険金	入院中の手術	65,000円
	外来の手術	32,500円
通院保険金日額	4,000円	
地震・噴火・津波による死傷		×
		○
賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料	350円	500円

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方へ＞  
基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。  
※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただけますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは コチラ



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社  
TEL:03(3349)5137  
受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
営業時間：平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

あなたの問題解決を全力でサポート!

# 「千葉県外国人介護人材支援センター」 開設から一年



千葉県内の外国人介護人材の確保・定着を支援するため、令和元年7月1日に「千葉県外国人介護人材支援センター」を開設してから一年が経ちました。英語・ベトナム語に対応するコーディネーターを配置するなど、相談者に寄り添ったきめ細かい対応を行い、相談件数は昨年度195件。就労・雇用やビザなどの相談が多く、相談以外にも交流会やセミナーなどを開催するなど、外国人の方々を全力でサポートしています。今回は、一年間の同センターの活動についてご報告します。



## ●交流会

県内の外国人介護職員や日本語学校などの留学生が参加し、10月29日、2月15日の2回、千葉市内で開催しました。ポッチャや折り紙などで交流し、1回目は25人、2回目は48人と参加者は増加。当日の参加者アンケートでも「楽しかった」など、大変好評でした。

## ●外国人受入に関する制度等説明会

9月11日、11月21日の2回、千葉市内で開催しました。1回目は40人、2回目は72人と合計で100人以上の方が参加し、外国人の受け入れに対する事業者の関心の高さがうかがえました。

## ●外国人介護職員等受入施設のためのメンタルヘルスセミナー

11月28日、1月30日の2回、千葉市内で開催しました。1回目は19人、2回目は18人の方が参加。講師による講義と、1回目は意見交換会、2回目はグループワークを実施して参加者同士の情報共有を図りました。

## ●外国人とうまく向き合う方法

2月12日に千葉市内で開催し、38人の方が参加しました。当日は、外国人に対する誤解や、理解不足などからの外国人介護職員の離職防止を目的とした講義が行われました。

一年を振り返って、同センターの新たな課題も見えてきました。新型コロナウイルスの影響もあり、相談者の来所等も積極的にできないなか、相談対応や各種実施事業をさらに多くの方に活用していただくよう、着実な周知活動を行いながら関係者へのさらなる浸透を図っていかなければと思っています。



## 千葉県外国人介護人材支援センター

住所 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5階 ※福祉人材センターと併設

電話 043-205-4780 (代表) / 0120-054-762 (相談) FAX 043-205-4788

メール supportcenter@chibakenshakyo.com

※スタッフ：正規職員3名

嘱託職員4名 (内訳：事務1名、外国人支援コーディネーター〈英語2名、ベトナム語1名〉)

